

長崎シーボルト同窓会助成規程

目的

第1条 本規程は、長崎シーボルト同窓会会則第2条に基づく「会員相互の親睦をはかる事業」の一環として、同窓会員が主催する各種の会合やイベント(以下、「懇親会等」という。)に対し助成することにより、卒業後における同窓会員相互の親睦交流の深化、または同窓会員の知識・技術の向上に支援することについて定める。

対象

第2条 助成の対象は、次のすべてを満たす懇親会等とする。

- 1 同窓会正会員を対象として開催すること
- 2 同窓会正会員が10名以上参加すること
- 3 報告書の内容や写真をウェブサイトやSNS、会員システム(以下、「ウェブサイト等」という。)に掲載することに同意すること

助成の基準

第3条 懇親会等への助成は、次のとおりとする。

- 1 助成は同一懇親会等に対して年1回を上限とする。
- 2 助成金額は、次の計算式により算出する。
 $2,000 \text{ 円} \times \text{同窓会正会員(卒業生)参加者数}$
ただし、懇親会等に要した費用を上限とする。
- 3 助成は先着順とし、当該年度の予算を全て支出した場合には打ち切りとする。

申請

第4条 助成を希望する懇親会等の主催者は、開催日の1ヶ月前までに所定の方法にて申請書を同窓会事務局へ提出しなければならない。

助成の決定

第5条 助成は、同窓会事務局の確認を経て同窓会長が決定する。

報告

第6条 助成の決定を受けた懇親会等の主催者は、開催日から1ヶ月以内に報告書および集合写真を所定の方法にて同窓会事務局へ提出しなければならない。

- 2 同窓会事務局は直近の理事会に報告する。

助成の交付

第7条 長崎シーボルト同窓会は、報告書の受領後1ヶ月以内に助成金を支給する。

情報公開

第8条 長崎シーボルト同窓会は、ウェブサイト等において、助成した懇親会等を公表する。

規程の改廃

第9条 この規程の改廃は、長崎シーボルト同窓会総会または同理事会の議によりおこなう。

附則

1 この会則は、平成31年4月1日から施行する。